

サンケア高尾台デイサービス 運営規程

地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業

(事業の目的)

第1条 株式会社愛里（以下「事業者という。」）が設置する想愛高尾台デイサービス（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護・介護予防型通所サービス、日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護（要支援）状態等にある高齢者等に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護（要支援）者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定地域密着型通所介護、介護予防型通所サービス、日常生活支援総合事業の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

4 前3項のほか「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月17日金沢市条例第48号）」及び「金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年12月26日金沢市要綱第342号）」その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 サンケア高尾台デイサービス

(2)所在地 石川県金沢市高尾台1丁目74番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

《地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業》

(1)管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理および、業務の管理を一元的に行う。

(2)生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため、利用者、家族に対し適切な相談・援助をおこなう。また関係機関との連絡調整を行う。

(3)看護職員 1名以上

看護職員は、利用者のバイタルチェック等の健康管理を行う。

(4)介護職員 2名以上

介護職員は、利用者の介助及び援助を行う。

(5)機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業 営業日及び営業時間)

第5条 1.地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業

営業日 : 月曜日から土曜日。祝日も営業とする。(1月1日、2日は休業)

営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分までとする。

但し、利用者が希望の場合は延長する。

サービス提供時間 : 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業の利用定員)

第6条 1 指定(地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業)の利用定員は、

月曜日、水曜日、金曜日は17人とする。

火曜日、木曜日、土曜日は18人とする。

(地域密着型通所介護計画等の作成)

第7条 指定地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業を提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援事業計画を作成するものとする。また、すでに、居宅サービス計画、もしくは介護予防サービス・支援計画が作成されている場合はその内容に沿った地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援事業計画を作成するものとする。

2 地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得た上で交付するものとする。

3 利用者に対し、地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業計画に基づいて各種サービス

を提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスの内容)

第8条 指定地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業の内容は、次のとおりとする。

1. 生活指導（相談援助等）
2. 機能訓練（日常動作訓練）
3. 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
4. 介護方法の指導（家族介護教室など）
5. 健康状態の確認
6. 送迎
7. 食事サービス
8. 入浴サービス
9. その他

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額、もしくは金沢市長が定める基準の額とする。当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施区域を越えた地点から概ねおおむね1kmごとに施設が定める単価（100円）を実費徴収する。
- 3 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。
 - ① 食費 670円
 - ② おむつ代及び教養娯楽費等 実費
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 希望により時間延長サービス（夕食パック）等を利用した際、別に定める料金を徴収する。
定員：15名/日 16：30以降、最大2時間まで延長利用可能（介護保険外）送迎有
500円/1時間。最大1000円+夕食代510円＝最大1500円
- 6 利用当日のキャンセルについては、食費（670円）のみキャンセル料として、徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、次の地域とする。

- ① 地域密着型通所介護
金沢市（住所地特例者を含む）
- ② 介護予防、日常生活支援総合事業

金沢市（住所地特例者を含む）

（サービス利用にあたっての留意点）

第11条 利用者は、サービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- ① 利用者は食堂兼機能訓練室を利用する場合は訓練器具等につまずいたり、器具を踏んで転倒しないように気をつける。
- ② 入浴時には床が濡れて滑りやすくなっているため転倒防止のために必ず手すりを利用する。
- ③ 利用者はサービス利用にあたり、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を当該事業所の介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時・事故発生時における対応法）

第12条 従業者は、地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態または事故が生じたときは、速やかに主治医、市町、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、前項の病状の急変、その他の緊急事態または事故の状況及びその際に採った処置の状況等について記録するものとする。
- 3 事業者は利用者に対する地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事案が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）事業所内に虐待防止検討委員会を設置し、2ヶ月に1回以上委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催することとし、その結果について従業者等に周知徹底を図るとともに、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を講じる。また、委員会の責任者は当該事業の管理者とする。
 - （2）管理者は、虐待防止の為の指針を整備し、その内容について半年に1回以上事業所内研修を開催し、全従業員に周知徹底を図るものとする。
 - （3）虐待等について従業者が相談できる窓口を設置し、その担当者を当該事業の生活相談員とする。
 - （4）その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消防計画等の防災計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。また、火気、消防等の責任者は管理者が行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第17条 指定地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 提供した指定地域密着型通所介護・介護予防型通所サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第19条 事業所では、指定地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(記録の整備)

第20条 指定地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 指定地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- イ 地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業計画
- ロ 具体的なサービスの内容などの記録
- ハ 市町への通知に係る記録
- ニ 苦情の内容等の記録
- ホ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- ヘ 運営推進会議における報告・評価・要望・助言等の記録

(地域との連携等)

第21条 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第22条 事業者は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を

遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従事者は正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 3 従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上で知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 4 居宅介護支援事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。

※ なお、上記内容については、退職後も継続する。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 2 入浴サービスに携わるスタッフにおいて定期的に入浴に係るスキルアップ研修を実施する。
 - 3 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 事業者は、適切な指定地域密着型通所介護・介護予防、日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 6 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

(その他)

第24条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社愛里とサンケア高尾台デイサービス管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

この規定は平成 28 年 4 月 27 日から施行する。

この規定は平成 28 年 11 月 16 日から施行する。

この規定は平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

この規定は令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定が令和 7 年 4 月 1 日から施行する。